

拝啓 時下ますます御健勝のことと存じます。

さて、政府は本日、平成19年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定したところであります。これに関連して、地方財政についても、地方交付税の減額補てん、歳出の追加に伴う財政措置等所要の措置を講じることを予定しております。

各地方団体においては、今後の財政運営に当たって、別紙事項に留意の上、適切に対処されるようお願い申し上げます。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

時節柄御自愛専一の程お祈りいたします。

敬 具

平成19年12月20日

総務省自治財政局財政課長

佐藤文俊

各都道府県総務部長 殿

（財政担当課、市町村担当課扱い）

各指定都市財政局長 殿

（財政担当課扱い）

(別 紙)

第1 国の補正予算

本日、政府は平成19年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定し（別添資料参照）、次期通常国会に提出することとしていること。

今回の補正予算においては、歳出面で、災害対策費7,308億円、義務的経費1,552億円、原油価格高騰対策費570億円等を追加計上するほか、既定経費の節減1兆2,006億円、予備費の減額1,000億円等の修正減少額を計上していること。また、歳入面で、税収を9,160億円減額計上する一方、税外収入9,828億円、前年度剰余金受入8,286億円を増額計上していること。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成19年度当初予算に対し、8,954億円増加し、83兆8,042億円となっていること。

第2 補正予算に係る地方財政措置等

今回の補正予算においては、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、災害復旧事業の追加等に伴う地方負担の増加が生じるところであるが、これに対しては次のとおり対応することとしていること。

1 国税の減額補正に伴う地方交付税の減額に対する補てん措置

今回の補正予算においては、平成19年度の国税の減収に伴い地方交付税が2,992億円の減額となったところであるが、これについては、一般会計における加算によりその全額を補てんすることとしていること。なお、当該加算については、平成19年度当初の地方財政対策において平成22年度以降平成24年度までに繰り延べることとした一般会計における法定加算分（6,251億円）を減額して充てることとしていること。

この結果、平成19年度の当初予算の地方交付税の総額が確保されるものであること。

なお、平成19年度当初に行うこととしていた交付税特別会計借入金の償還については、平成25年度以降に繰り延べるとともに、当該償還予定額（5,869億円）を平成20年度当初の地方交付税の総額に加算することができることとしていること。

以上の措置を講じるため、地方交付税法等の一部を改正する法律案を国会に提出する予定であること。

2 追加の財政需要等に対する財政措置

- (1) 国の補正予算により平成19年度に追加されることとなる災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額（普通会計分3,615億円）については、原則として、地方債（充当率100%）を充当することとし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入することとしていること。

その際、元利償還金の50%（義務教育施設改築事業等当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、原則として当初の算入率）については、公債費方式により各団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することとし、残余については単位費用により措置することとしていること。

なお、詳細については、別途通知する予定であること。

- (2) 地方債の対象とならない経費については、地方負担の追加は生じていないところであること。

第3 地方公務員の給与改定

本年の国家公務員の給与改定については、去る11月30日の国の給与関係法の公布、施行に伴い、その取扱いが決定されたところであるが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について（平成19年10月30日付け各都道府県知事、各指定都市市長、各人事委員会委員長あて総務事務次官通知）」で通知したとおり、国における取扱いを基本として、地域における民間給与等の状況を勘案し適切に処置されたいこと。

この場合の所要額は、1,050億円程度、一般財源ベースで930億円程度と見込まれるが、当該一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額（5,100億円）の一部取り崩しにより対処することとし、新たな財源措置は行わないこととしているので、留意されたいこと。

第4 地方税の減収に対する措置

本年度の地方税については、大幅な減収が生じる見込みとなっており、道府県民税法人税割及び利子割、法人事業税並びに市町村民税法人税割及び利子割交付金については、各地方団体の減収補てん債発行対象額が建設事業費

への充当可能額を上回る場合にはそれ以外の経費にも充当できるよう、地方交付税法等の一部を改正する法律案の中で地方財政法第5条の特例を設ける予定であること。

なお、住民税所得割（分離譲渡所得分を除く）についても、建設事業費への充当可能額の範囲内で資金手当のための地方債措置を講じる予定であること。

平成19年度一般会計補正予算（第1号）等について

平成19年12月20日

(単位 百万円)

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 災害対策費	730,760
(2) 義務的経費の追加	155,153
(3) 国債整理基金特別会計へ繰入	414,300
(4) 地方交付税交付金	299,215
(5) その他の経費	895,756
① 中小企業金融公庫出資金等	232,600
② 国際分担金及び拠出金	200,309
③ 高齢者医療制度円滑導入関係経費	171,882
④ 水田農業等緊急活性化関係経費	79,853
⑤ 原油価格高騰対策費	56,976
⑥ 中国残留邦人支援関係経費	25,368
⑦ 米軍再編関係経費	17,059
⑧ 産業投資特別会計受入金繰入	14,504
⑨ 年金特別会計へ繰入	12,474
⑩ 新型インフルエンザ対策等関連経費	11,763
⑪ その他	72,968
計	2,495,184

(歳出の修正減少額)

(1) 既定経費の節減	△ 1,200,586
(2) 地方交付税交付金の減額	△ 299,215
(3) 予備費の減額	△ 100,000
計	△ 1,599,801

合 計 895,383

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1) そ の 他 収 入	1,000,405
(2) 公 債 金	863,000
(3) 前 年 度 剰 余 金 受 入	828,601
計	2,692,006

(歳入の修正減少額)

(1) 租 税 及 印 紙 収 入	△ 916,000
(2) そ の 他 収 入	△ 17,623
(3) 特 例 公 債 金	△ 863,000
計	△ 1,796,623

合 計 895,383

(備考) 上記の補正により、平成19年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ 83,804,191百万円となる。

第二 特別会計予算の補正

国債整理基金特別会計、道路整備特別会計など17特別会計について、所要の補正を行う。

第三 政府関係機関予算の補正

中小企業金融公庫について、所要の補正を行う。

平成19年度補正予算フレーム

(単位:億円)

歳 出		歳 入	
1. 災害対策費	7,308	1. 税 収	▲9,160
2. 義務的経費等の追加	10,509	2. 税外収入	9,828
(1) 義務的経費の追加	1,552		
(2) その他の経費	8,958		
3. 国債整理基金特別会計へ繰入	4,143	3. 公 債 金	—
4. 地方交付税交付金	0	4. 前年度剰余金受入	8,286
(1) 税収減見合	▲2,992		
(2) 税収減見合の減額補填	2,992		
5. 既定経費の節減等	▲13,006		
歳出計	8,954	歳入計	8,954

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 公債金の内訳 — 建設公債の増、特例公債の減